

平成 1 8 事業年度

決 算 報 告 書  
監事及び会計監査人  
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 目 次

	ページ
決算報告書	
1．一般勘定	1
2．産業基盤整備勘定	2
3．施設整備等勘定	3
4．小規模企業共済勘定	4
5．中小企業倒産防止共済勘定	5
6．工業再配置等業務特別勘定	6
7．産炭地域経過業務特別勘定	7
8．出資承継勘定	8
監事及び会計監査人の意見	
1．独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告 書に関する監事の意見書	9
2．独立監査人の監査報告書	10

決算報告書  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	15,895,929,000	15,895,929,000	0	
施設整備費補助金	1,251,000,000	1,478,620,096	227,620,096	
その他の補助金等	185,817,000	31,182,326	154,634,674	事業実績の減のため
借入金等	382,765,000	377,206,000	5,559,000	高度化貸付の減のため
貸付等回収金	60,373,000,000	86,366,143,803	25,993,143,803	繰上償還及び出資分配金の増のため
貸付金利息	4,642,961,000	4,782,093,640	139,132,640	
業務収入	2,070,564,000	1,829,983,340	240,580,660	
運用収入	1,751,203,000	3,123,621,617	1,372,418,617	運用資産の増のため
受託収入	1,202,624,000	1,056,688,266	145,935,734	事業実績の減のため
その他収入	135,036,000	262,624,722	127,588,722	消費税還付金の増のため
計	87,890,899,000	115,204,092,810	27,313,193,810	
支出				
業務経費	28,617,547,000	23,609,620,889	5,007,926,111	事業実績の減のため
貸付金	20,076,677,000	10,597,828,000	9,478,849,000	高度化貸付の減のため
出資金	34,000,000,000	16,821,949,629	17,178,050,371	出資実績の減のため
受託経費	1,152,936,000	1,446,122,821	293,186,821	事業実績の増のため
借入金等償還	5,212,918,000	4,668,870,185	544,047,815	高度化貸付に係る借入金償還の減のため
支払利息	90,889,000	69,237,438	21,651,562	
一般管理費	969,656,000	1,217,830,660	248,174,660	
計	90,120,623,000	58,431,459,622	31,689,163,378	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額です。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	146,729,000	474,162,149	327,433,149	求償権回収等の増
運用収入	452,061,000	510,235,020	58,174,020	
その他収入	811,000	6,699,462	5,888,462	雑収入の発生等
計	599,601,000	991,096,631	391,495,631	
支出				
業務経費	136,090,000	149,770,983	13,680,983	経営基盤強化業務費の増
出資金	225,000,000	-	225,000,000	出資なし
代位弁済費	320,665,000	150,021,390	170,643,610	保証履行額の減
一般管理費	19,430,000	17,083,285	2,346,715	管理部門に係る経費負担の減
計	701,185,000	316,875,658	384,309,342	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入は、損益計算書の債務保証料収入の額に求償権及び出資回収額を加算した額を記載しております。
- (2)代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**決算報告書**  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	30,103,000	30,097,000	6,000	
政府出資金	2,300,000,000	1,648,000,000	652,000,000	出資対象の施設整備費が少なかったため
貸付回収金	3,138,200,000	4,808,721,000	1,670,521,000	繰上償還に伴う回収の増加等
貸付金利息	113,064,000	126,701,521	13,637,521	貸付金の回収の増加に伴うもの
業務収入	1,860,958,000	3,003,760,278	1,142,802,278	用地の分譲等が増加したため
運用収入	13,870,000	34,505,106	20,635,106	運用資産が増加したため
受託収入	24,800,000	197,368,000	172,568,000	地方公共団体からの受託事業が増加したため
その他収入	95,879,000	188,659,299	92,780,299	施設及び用地の賃貸契約増加による受入保証金の増加等
計	7,576,874,000	10,037,812,204	2,460,938,204	
支出				
業務経費	5,204,537,000	3,151,639,765	2,052,897,235	施設整備費が翌年度へ繰り越したこと等による減
受託経費	24,800,000	197,368,000	172,568,000	地方公共団体からの受託事業が増加したため
借入金等償還	1,574,993,000	1,574,993,000	0	
支払利息	215,643,000	216,079,731	436,731	
一般管理費	133,053,000	105,282,491	27,770,509	管理部門に係る経費負担の減
計	7,153,026,000	5,245,362,987	1,907,663,013	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,551,681,000	4,551,681,000	-	
貸付回収金	434,385,467,000	412,581,717,750	21,803,749,250	貸付規模の減等
貸付金利息	6,277,422,000	5,774,594,181	502,827,819	貸付規模の減等
業務収入	499,986,011,000	510,995,490,280	11,009,479,280	在籍件数の増等
運用収入	102,285,714,000	183,464,784,201	81,179,070,201	信託資産の時価評価による評価益等
その他の収入	963,785,000	1,221,308,462	257,523,462	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,048,450,080,000	1,118,589,575,874	70,139,495,874	
支出				
業務経費	625,283,938,000	575,214,437,319	50,069,500,681	解約件数の減等
貸付金	451,463,000,000	435,427,590,000	16,035,410,000	貸付規模の減
支払利息	31,221,000	31,905,496	684,496	
一般管理費	171,829,000	161,369,369	10,459,631	管理部門に係る経費負担の減
計	1,076,949,988,000	1,010,835,302,184	66,114,685,816	

(注)損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,712,390,000	1,712,390,000	-	
貸付回収金	68,019,888,000	69,325,230,323	1,305,342,323	貸付回収金の増
貸付金利息	276,514,000	273,836,033	2,677,967	
業務収入	53,506,728,000	43,108,335,392	10,398,392,608	加入件数の減等
運用収入	2,725,085,000	3,704,176,545	979,091,545	運用に係る利息収入の増等
その他の収入	7,466,000	477,750,725	470,284,725	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	126,248,071,000	118,601,719,018	7,646,351,982	
支出				
業務経費	35,467,645,000	41,795,762,788	6,328,117,788	解約手当金の増等
貸付金	48,644,000,000	44,354,100,000	4,289,900,000	貸付規模の減
支払利息	92,495,000	94,083,874	1,588,874	
一般管理費	176,741,000	127,962,048	48,778,952	管理部門に係る経費負担の減
計	84,380,881,000	86,371,908,710	1,991,027,710	

(注) 損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成18事業年度

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	7,174,279,000	8,711,404,977	1,537,125,977	産業用地等の売却及び賃貸収入が増加したため
運用収入	48,895,000	76,696,909	27,801,909	
受託収入	200,000,000	94,998,272	105,001,728	地方公共団体からの受託事業が減少したため
その他収入	218,826,000	224,791,882	5,965,882	産業用地の賃貸に伴う受入保証金の増加等
計	7,642,000,000	9,107,892,040	1,465,892,040	
支出				
業務経費	3,056,455,000	2,243,196,539	813,258,461	産業用地等造成費が少なかったため
受託経費	200,000,000	30,541,947	169,458,053	地方公共団体からの受託事業が減少したため
支払利息	629,980,000	631,590,265	1,610,265	
一般管理費	201,543,000	192,583,863	8,959,137	管理部門に係る経費負担の減
計	4,087,978,000	3,097,912,614	990,065,386	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成18事業年度

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金	27,983,068,000	27,982,961,965	106,035	
借入金等	1,000,000,000	0	1,000,000,000	新規の借入を行わなかったため
貸付等回収金	929,656,000	1,341,474,153	411,818,153	繰り上げ償還等に伴う回収の増加
貸付金利息	70,246,000	65,554,155	4,691,845	
業務収入	1,501,754,000	3,292,852,432	1,791,098,432	土地売却収入が増加したため
運用収入	0	151,567,110	151,567,110	
その他収入	9,403,000	9,484,417	81,417	
計	31,494,127,000	32,843,894,232	1,349,767,232	
支出				
業務経費	2,052,096,000	1,064,895,123	987,200,877	産業用地維持管理経費等の減
借入金等償還	5,823,480,000	4,823,480,000	1,000,000,000	新規の借入れを行わなかったため
支払利息	502,128,000	490,253,267	11,874,733	新規の借入を行わなかったこと等による減少
一般管理費	87,483,000	73,580,069	13,902,931	管理部門に係る経費負担の減
計	8,465,187,000	6,452,208,459	2,012,978,541	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち工場用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書  
平成18事業年度  
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	1,336,000,000	768,813,938	567,186,062	ベンチャーファンドの分配等による収入減
運用収入	539,000	9,273,345	8,734,345	
その他収入	329,000	65,678	263,322	雑収入等の減
計	1,336,868,000	778,152,961	558,715,039	
支出				
業務経費	43,597,000	29,304,559	14,292,441	経営基盤強化業務費の減
出資金	545,000,000	299,000,000	246,000,000	ベンチャーファンドのキャピタルコールの減
一般管理費	7,052,000	4,555,547	2,496,453	管理部門に係る経費負担の減
計	595,649,000	332,860,106	262,788,894	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額を記載しております。
- (2) 出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

07.06.19 中機監査第1号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項  
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成18年度財務諸表及び  
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成19年6月19日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 川 信雄 

監事 小林 秀樹 

監事 今村 克彦 

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
理事長 鈴木孝男 殿

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

青尾仁之 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

清水至 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
理事長 鈴木孝男 殿

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

青瓦仁之 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

清水至 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

樋澤克彦 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鈴木裕子 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上